

『よととと』ご利用申込書

貴施設(以下甲という)はアツカコミュニケーションズ有限公司(以下乙という)の提供する《携帯電話ソリューション「とととと」シリーズ》『よととと』(以下 ASP という)について下記の条件で、利用申込を致します。

- サービス利用料
 - 甲は、「ASP」の利用料金として、**月額 6,300 円**(税込)を乙に支払うものとします。(動画ギャラリーは、無料)
 - 注文実績に対する手数料等は一切発生いたしません。
- 初期設定費
 - 甲は乙に、初期設定費として **21,000 円**(税込)とする。
- サービス料金の精算
 - 乙は、利用当月1ヶ月間の利用料を前月末までに甲に通知します。
- サービス料のお支払い方法
 - 申し込みから1週間以内に、初期設定費 21,000 円と1ヶ月分の使用料 6,300 円(合計 **27,300 円**)を振り込むものとします。
 - サービス利用料のお支払いは、乙の指定する口座振替を利用し、毎月 5 日(金融機関指定休日の場合翌営業日)に振替えるものとします。
 - 振込の場合の手数料は甲の負担とし、口座振替の場合の手数料は乙の負担とします。
 - 解約される場合は、1ヶ月前にご連絡下さい。
- サービス利用約款の承諾
 - 甲は、申込にあたり、別途定める「サービス利用約款」の内容を確認し、承諾したものとみなします。

お申込日 平成 年 月 日

施設名			
住所	〒		
T E L		F A X	
施設担当者	メールアドレス		

契約社名			
代表者	印		
住所	〒		
T E L		F A X	
オプション	<input type="checkbox"/> 動画ギャラリー 無料		
	<input type="checkbox"/> サイトスタンパー 一括購入 21,000 円		

携帯 HP アドレス	http://www.totot.jp/〇〇〇〇/	第一希望	
(例)	http://www.totot.jp/atsuka/	第二希望	
ログイン ID		パスワード	

※携帯 HP アドレスは半角英数 5~10 文字以内 **注)記号はご利用になれません。**

ログイン ID・パスワード選定上の注意事項

第三者による悪意の侵入を防止するために、「文字数が少ない」「ログイン ID とパスワードが同一」「同じ文字の羅列」等ようなパターンは避けてください。また、特にパスワードは英文字と数字を不規則に混在させるなどして、容易に推測できない形にしてください

【お振込み先】

ジャパンネット銀行 (0033) 本店営業部 (001)
普通 8673904
アツカコミュニケーションズ有限公司

振込み確認後、初期設定を開始いたします。

ありがとうございました。

FAX:096-343-1222

サービス利用約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

アツカコミュニケーションズ株式会社（以下、「当社」という。）は、本約款の内容に同意し、当社指定の申込書を提出した利用契約施設（以下、「利用施設」という。）に、次条に記載するサービスを提供します。

第2条（サービスの内容）

ネット予約 ASP システム『ととと』(以下、「本サービス」という。)とは、インターネット上で提供する施設向け時間帯予約 ASP 予約サービス及びこれに関するオプションサービスのことをいいます。

第3条（通知方法）

1. 本約款に基づく当社から利用施設への通知は、電子メール、書面または当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の規定に基づき、当社から利用施設への通知を電子メールの送信により行う場合には、当該通知は、その内容を当社メールサーバーより送信された日に行われたものとします。
3. 第1項の規定に基づき、当社から利用施設への通知をホームページに掲載して行う場合には、当該通知は、その内容を当社ホームページへ情報を掲載した日に行われたものとします。
4. 第1項の規定に基づき、当社から利用施設への通知を書面にて行う場合には、当該通知は、書面を当社が送付した日に行われたものとします。
5. 当社が利用施設に対して本条記載の方法により通知した場合において、当該通知が利用施設に到達しなかったとしても、当該不到達に起因して発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第4条（約款の変更）

1. 当社は本約款の変更を随時行うことができるものとします。この場合、利用施設の利用条件その他利用契約の内容は、別段の定めがある場合を除くほか、改定後の新約款を適用するものとします。
2. 当社は、前項の変更を行う場合、原則として当社のホームページ上に掲載することにより告知を行うものとします。当該変更はその表示された時点から効力を有するものとします。但し、当該変更が重大な変更と該当すると当社が判断した場合に限り、当社は、当該変更後の本約款の内容を 30 日の予告期間において利用施設に通知するものとします。

第2章 利用契約の締結

第5条（利用契約の締結）

1. 本サービスの利用を申し込む場合は、当社指定の申込書に必要事項を記載し、当社へ提出するものとします。
2. 前項の申込がなされて当社が承諾することにより、契約が成立します。ただし、次に掲げる事項に該当する場合には申込を承諾しない場合があります。
 - (1) 当社が指定する申込手続に従わない場合
 - (2) 本サービスの提供にあたり、業務上または技術上の問題が生じる、または生じる恐れのある場合

第6条（契約事項の変更の届出）

1. 利用施設は、申込書記載事項に変更があった場合、速やかに当社に対して届出るものとし、当社の指定する手続を行うものとします。
2. 本条に定める変更の届出がなかった事で利用施設が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

第3章 利用施設の責務

第7条（個人情報の保護）

利用施設は、宿泊の事業のために登録される会員情報及び予約に関する情報について、利用施設で定めるプライバシーポリシーに基づいてこれを利用・管理し、また、そのために必要な各措置を講じなければなりません。

第8条（利用料金）

1. 利用施設が当社に支払うべき金額は、サービス利用料金の他、当該料金支払に対して課される消費税相当額を加算した額（以下、「料金」といいます。）とします。尚、本サービスの利用料金額は、別途定めるとおりとします。
2. 物価または当社の施設に係る維持管理運営費の変動により、当社が本サービスの利用料金を不相当と認めるに至った時は、第 22 条の契約期間内でも、利用料金を変更することができるものとします。

第9条（利用料金等の請求及び支払）

1. 当社は、毎月の料金を利用月の前月付で利用施設に対し請求するものとします。
2. 利用施設は、当社の指定する口座振替を利用し、利用月 5 日（金融期間指定休日の場合翌営業日）に振り替えるものとします。
3. 前項の支払期日が経過しても請求額の支払いがない場合、当社は利用施設の本サービス利用を一時的に停止する場合があります。

第10条（遅延損害金）

利用施設は、料金等の支払を遅延した場合、年率 14.5%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第11条（最低利用期間）

初期設定及びマスタ設定に係る費用を分割して支払う方法を選択した場合、当該費用の支払いに定められた期間が完了するまでが最低利用期間となり、解約できません。また、利用施設がこの期間内に本サービスの利用を解除・解約等により終了する場合は、初期設定及びマスタ設定に係る費用の残額料金を支払わなければなりません。

第12条（禁止事項）

利用施設は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。

- (1) 当社もしくは第三者の著作権・商標権等の知的財産権、財産権、プライバシー権、パブリシティ権もしくは肖像権等の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (3) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為
- (4) 他の利用施設や第三者に著しく迷惑をかけ、また社会的に許されないような行為
- (5) 公序良俗に反する行為およびそのおそれのある行為
- (6) 法令に違反する行為
- (7) 本サービスを利用して、本サービスの正常な運営を妨げる行為、または、その恐れのある行為
- (8) その他、当社が本サービスの利用施設として相応しくないと判断する行為

第13条（損害賠償の請求）

利用施設が本約款に違反する行為をなし、当社に損害を与えた場合、当社は利用施設に損害を請求することがあります。

第4章 当社の責務

第14条（機密情報の保護）

当社は、本サービスの提供上知り得た利用施設の機密情報について、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみこれを使用・保存し、第三者への開示・提供はいたしません。

第15条（個人情報の保護）

1. 当社は、本サービスの提供上知り得た利用施設及びこれを利用する者の個人情報について、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみこれを使用・保存し、第三者への開示・提供はいたしません。
2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による捜索）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合、緊急避難または正当防衛に該当すると当社が判断するときは、第1項にかかわらず、法令に基づき必要と認められる範囲内で個人情報等の照会に応じることができるものとします。当社が法令等に基づく個人情報等の開示請求を受けた場合も同様とします。
4. 当社は、利用契約の終了後は、速やかに利用施設及び利用施設からの委託範囲に係る個人情報等を消去するものとします。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、当該情報を消去しないことができるものとします。

第5章 一般利用者への対応について

第16条（一般利用者）

一般利用者とは、本サービスを利用施設への会員登録または予約のために利用する者をいいます。

第17条（対応窓口）

一般利用者からの本サービスについての問合せおよび苦情等に対する対応は、利用施設にて行うものとします。ただし、弊社は、利用施設が一般利用者に対し適切な対応を行うための最善の措置を講じるものとします。

第6章 その他

第18条（提供の一時停止）

1. 当社は、次に掲げる事由がある場合は、本サービスの提供を、事前に通知した上でやむを得ず計画的に一時停止することがあります。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。
 - (1) 本サービスのシステムに係る電気通信設備およびシステム関連機器の保守または工事等の場合
 - (2) システムプログラムの仕様変更、改修などに伴う入れ替え作業等の場合
 - (3) その他、提供の継続が、当社、利用施設及びこれを利用する者にとって適切でないと当社が判断した場合
2. 次に掲げる事由がある場合は、当社の意思に関わらず、本サービスの提供が事前の通知なく一時停止することがあります。
 - (1) 不慮の停電または回線障害などにより、システムの稼働が不可能となった場合
 - (2) 本サービスのシステムに係る電気通信設備およびシステム関連機器の不慮の障害などにより、システムの稼働が不可能となった場合

第19条（提供の停止）

当社は、次に掲げる事由に該当する場合には、当該利用施設に対する本サービスの提供を、その旨ならびに理由および期間を事前に通知した上で停止することがあります。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。

- (1) 利用施設が料金の支払いを遅滞した場合
- (2) 当社の電気通信設備に支障を及ぼし、またはその恐れがある等当社の業務の遂行に支障が生じると当社が認めた場合
- (3) 利用施設が申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明した場合

第20条（提供の廃止）

当社は、業務の都合によりやむを得ず本サービスを廃止することがあります。その際、廃止する1ヶ月前までに通知を行うものとします。

第21条（利用契約の解除等）

1. 当社は、次に掲げる事由に該当する場合には、利用施設に対し何らの通知・催告をすることなく直ちに利用契約を解除することができます。
 - (1) 第12条各号のいずれかに該当する場合
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、滞納処分、競売の申立等を受けた場合、破産、民事再生、会社整理、特別清算、会社更生等の申立があった場合
 - (3) 手形、小切手を不渡りにする等支払を停止した場合
 - (4) その他本約款に違反した場合
2. 利用施設は、当社に対しサービス解約月の1ヶ月前までに当社指定の解約申込書を提出することにより解約することができます。

第22条（契約期間、解約および自動更新）

1. 利用契約の契約期間は、利用開始日が利用開始月の1日である場合には、利用開始日から当月の末日までとし、それ以外の場合は、利用開始月の翌月の1日から当月の末日までとする。
2. 利用施設が、契約終了月の1ヶ月前までに、当社指定の書面または当社ホームページで案内している手続方法による解約の意思表示がなされないかぎり、利用契約は更に1ヶ月自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。

第23条（損害賠償）

第18条、第19条で定める事由を除く、当社の責に帰すべき事由により、利用施設が本サービスを利用できない状態に陥った場合、当社は、当社が当該利用施設における利用不能を確認した時刻から起算して24時間以上その状態が継続した場合に限り、1ヶ月の基本料金の30分の1に利用不能の日数を乗じた額（円未満切り捨て）を限度として、利用施設の請求により利用施設に現実に発生した損害の賠償に応じます。ただし、当社が支払うべき損害額が1万円未満の場合は、利用不能の時間と同等の契約期間の延長をもって損害の賠償に代えさせていただきます。

第24条（免責）

1. 当社は、この約款で特に定める場合を除き、利用施設が本サービスの利用に関して被った損害については、賠償の責任を負わないものとします。ただし、利用施設が本サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。
2. 利用施設が本サービスを利用するにおいて発生した第三者との紛争に関しては、利用施設が自らその責任において解決するものとし、当社は一切責任を負いません。

第25条（紛争の解決）

1. 本約款に基づく利用契約について紛争、疑義、あるいは取決められていない事項が発生した場合は、当社および利用施設は誠意をもって協議の上これを解決するものとします。
2. 本約款に基づく利用契約に関する訴訟については、当社本店所在地（熊本市）を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

附 則

第1条（適用開始）

この約款は、平成17年10月1日から適用されます。

第2条（各種キャンペーンでの利用期間）

当社が行う各種キャンペーン対応によるお申込の場合、最低利用期間は運用開始月から12ヶ月となります。万一中途解約が発生した場合、利用施設は、12ヶ月に満たない月数分の本サービスの利用料の残額を支払わなければなりません。